

小規模事業者持続化補助金 様式の作成および申請の流れについて ＜第3回 一般型＞

＜はじめに＞本補助金は、給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。費用は、完了後に後払いで交付するもので、費用の立替えおよび自己負担が必要です。また、採択後に書類の提出や保管義務などがございます。ご注意ください。

※制度内容の詳細や判断については、「日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局（連絡先2ページ目に記載）」にお問い合わせください。

＜申請の流れ＞

1. 「公募要領」「様式」「よくある質問」の最新版をダウンロードし印刷をする

※日本商工会議所ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.jizokukahojokin.info/>

書式が「日本商工会議所提出用」となっていることをご確認ください。



2. ご自身にて様式の作成および必要書類を用意する

「公募要領」「よくある質問」の内容を確認しながら「様式」を作成します。

※参考：（様式の書き方）東京商工会議所ホームページにて動画でご案内しています。



書類を作成したら

3. 「経営計画書」について面談予約および「様式4」の発行依頼を東京商工会議所世田谷支部に連絡する。

東京商工会議所世田谷支部 電話：03-3413-1461

（9：30～17：00/土日祝日、年末年始の休業日除く）

＜予約当日のお願い＞

お持ちいただく書類：「様式①、②、③」を2部印刷してお持ちください。

予約時間について：予約時間の10分前に必ずお越しください

遅刻された場合、終了時間は延長できません。



4. 面談後、営業日2日後に「様式4」を世田谷支部に取りに行く



5. 全ての必要書類（および電子データ）を

「日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局」に提出する

〒151-8799 代々木郵便局留め

「日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局」

※「一般型 応募書類在中」と記載する

※締切日までに郵送（郵便のみ）にて提出する。（※USBなど電子データを含む）

※提出書類は、公募要領後半に掲載の「応募時提出資料」にてご確認ください。

世田谷区に事業所がある小規模事業者様

<お問い合わせ先> 制度内容や判断については事務局にお問い合わせください
日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局
電話： 0570-077025
(9:30~12:00、13:00~17:30/土日祝日、年末年始の休業日除く)

<提出後、以降について> -----

以降は、事業者様と日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局※のやり取りになります。(※以下、日本商工会議所と省略。)

東京商工会議所は関与しておりません。詳細は日本商工会議所にお問い合わせください。

6. 採択・不採択の通知

↓

7. 交付決定通知書の送付 (日本商工会議所→事業者)

↓

8. 補助事業完了・報告を事業者が「日本商工会議所」にします。必要書類等あり。
(事業者→日本商工会議所)

↓

9. 確定検査、確定通知書の送付 (日本商工会議所→事業者)

↓

10. 補助金請求 (事業者→日本商工会議所)

↓

11. 補助金の支払い (中小企業基盤整備機構→事業者)

採択後、書類の提出や書類の保存期間 (会計検査院監査対象の為) が定められています。また、所定の所得財産について譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限がありますので、充分ご留意ください。詳細は、公募要領をご確認ください。